

誓 約 書

佐世保市長 様

申請者 住所

土地の権利者 氏名

実印

私は、建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可に関し、下記のとおり誓約致します。

記

●建築基準法施行規則第10条の3第4項（国土交通省令）に基づき

1. その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有すること。
2. その敷地が農道その他これらに類する公共の用に供する道（幅員4.0m以上のものに限る。）に2.0m以上接すること。
3. その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接すること。
(佐世保市許可基準による)

●佐世保市許可基準第5条第2項

1. 敷地に接する里道等又は、2戸以上の立ち並びのある通路で、その中心線から水平距離2.0m以上又は、河川等の境界線から水平距離4.0m以上の許可空地を確保した場合で交通上、安全上、防火上、および衛生上支障がないと認められるもの。
2. 有効幅員0.9m以上の生活用通路が確保されているもので、第5条第2項第二号の口から二の基準に適合するもの。
3. 有効幅員1.8m以上の生活用通路が確保され、指定された容積率以下のもの。
4. 【旧許可基準で許可済みの建築物】有効幅員0.9m以上の生活用通路が確保されているもので、第5条第2項第四号の口からホの基準に適合するもの。
5. 道路と敷地の間に河川法による河川等があり、継続的に使用できる橋梁等をかけたもので、占用許可を受け、その幅が2.0m以上接道しているもの。
6. 上記以外で特定行政庁が真にやむを得ないと認めるもの。

※上記における通行権等の民事上の問題については、所有者等の許可及び承諾を得ています。

また、完成後も許可基準を遵守し維持保全します。

*誓約書（印鑑証明添付）が必要です。【許可条件の保全について】

*承諾書（土地謄本、印鑑証明添付）が必要です。【生活用通路の通行の確保について】